

市民の皆さんからのご意見を～パブリックコメント情報～

座間市学校給食費の管理に関する 条例（骨子案）にご意見を

市立小学校の給食費は、学校長が徴収・管理を行っていますが、保護者の利便性向上、業務を担当する教職員の負担軽減および給食費徴収・管理の効率化を図るため、令和5年度から市が徴収する方法に変更する「公会計化」を実施することに伴い、「(仮称)座間市学校給食費の管理に関する条例」(骨子案)を作成しましたので、内容をお知らせするとともに、皆さんのご意見を募集します。頂いたご意見に対する市の考えは、市ホームページなどで公表します。

- 意見を出せる方 市内在住・在勤・在学者、市内に事業所などを有する法人またはその他団体、公募事案に利害関係を有する方
 - 募集期間 6月15日(水)まで
 - 閲覧 市ホームページまたは市役所5階学校教育課・1階市民情報コーナー、各出張所、青少年センター、市公民館、北・東地区文化センター、図書館、各コミュニティセンター
 - 意見の提出方法 住所、氏名(法人などは名称と代表者氏名)、電話番号を明記し、任意の様式で〒252-8566座間市役所学校教育課宛てに郵送(必着)、ファクスまたは直接担当へ
- ※市内在勤者は事業所名と所在地、市内在学者は学校名と所在地、法人などは所在地を加えて記入してください。



担当 学校教育課 ☎046(252)8749 FAX046(252)4311

市民の皆さんからのご意見を～パブリックコメント情報～

第五次座間市総合計画 —ざま未来プラン—基本構想素案 にご意見を

「第五次座間市総合計画—ざま未来プラン—」について、懇談会などで頂いたご意見を踏まえ、基本構想素案を作成しましたので、内容をお知らせするとともに、皆さんのご意見を募集します。頂いたご意見に対する市の考えは、市ホームページなどで公表します。

- 意見を出せる方 市内在住・在勤・在学者、市内に事業所などを有する法人またはその他団体、公募事案に利害関係を有する方
 - 募集期間 5月20日(金)～6月19日(日)
 - 閲覧 市ホームページまたは市役所3階企画政策課・1階市民情報コーナー、各出張所、市公民館、北・東地区文化センター、図書館、各コミュニティセンター
 - 意見の提出方法 市LINE公式アカウント・市ホームページから電子申請、住所、氏名(法人などは名称と代表者氏名)、電話番号を明記し、任意の様式で〒252-8566座間市役所企画政策課宛てに郵送(必着)、ファクスまたは直接担当へ
- ※市内在勤者は事業所名と所在地、市内在学者は学校名と所在地、法人などは所在地を加えて記入してください。

担当 企画政策課 ☎046(252)8287 FAX046(255)3550

市民ワークショップ

グリーンマップはじめました ～未来の座間を私たちが創ります～

グループワーク形式で対話をしながら、市の未来の環境について考える市民ワークショップを開催します。

市民の皆さんが知っている座間市の良いところ・改善したいところなどを共有して、地域の環境地図「(仮称)ざまグリーンマップ」を参加者の皆さんで創りあげ、同マップを基に市内の人・物などを活用して、よりよい環境の創出やゼロカーボンシティの実現に向けてできることを考えましょう。

このワークショップの中で寄せられたご意見・アイデアは、今後の環境政策を取りまとめる「座間市環境基本計画」の参考とします。

- とき 6月19日(日)午後1時～4時30分
- ところ 市民活動サポートセンター
- 対象 中学生以上の市内在住者
- 定員 15人(申込順)
- 申込方法 5月31日(火)までに電話、ファクス、電子メールまたは直接担当へ
- 協力 麻布大学SDGsサイエンスショップの学生

担当 環境政策課 ☎046(252)7675 FAX046(257)7743
✉kankyout@city.zama.kanagawa.jp

特殊詐欺対策電話機器 購入費補助制度

振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺を未然に防止し、市民の財産を守ることを目的として、特殊詐欺対策電話機器を購入する方へ補助金を交付します。詳しくは担当へお問い合わせください。

- 対象機器 全国防犯協会連合会推奨機器および市が認めた特殊詐欺対策電話機器で、補助金交付決定後に購入したもの
- ※補助金交付決定前に購入したものは補助対象となりません。
- 補助額 対象経費の2分の1(上限5千円)
- 補助対象 本人または同一世帯に属する方がこの補助の交付を受けていない70歳以上の市内在住者で、市税の滞納がない方
- 受付期間 6月1日(水)～令和5年1月31日(火)
- 申込方法 市役所3階市民協働課で配布する申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を明記し、添付資料を添えて直接担当へ



担当 市民協働課 ☎046(252)8158 FAX046(255)3550

市営住宅入居者募集

次に該当する方を対象に市営住宅への入居者を募集します。詳しくは、6月1日(水)～15日(水)に市役所4階建築住宅課などで配布する「募集のしおり」をご覧になるか、担当へお問い合わせください。

- 申し込み資格 次の全てに該当する方
 - ・現在、同居するまたは同居しようとする親族がいる。
 - ・控除額を差し引いた世帯総所得額が基準額(▽一般=15万8千円▽高齢・障がい者=21万4千円)以下である。
 - ・市内に在住・在勤している。
 - ・市税の滞納がない(執行停止・分割納付中を含む)。
 - ・住宅に困窮していることが明らかである。
 - ・申込者および同居者が暴力団員ではない。
- 募集対象住宅 ▽四ツ谷(四ツ谷26)=3戸▽栗原(南栗原4-12-27)=1戸▽立野台(立野台1-11-4・5、1-14-1・2)=10戸▽北相武(相武台2-22-1)=1戸
- 申込方法 市役所4階建築住宅課などで配布する申込書に必要事項を明記し、6月1日(水)～15日(水)に本人または同居の親族が直接担当へ

担当 建築住宅課 ☎046(252)7032 FAX046(255)3550

6月1日は人権擁護委員の日

人権擁護委員は基本的人権を守り、その意識の高揚を図るために法務大臣から委嘱を受け、相談を受け付けています。

市では、人権擁護委員が毎月第2火曜日午後1時30分～4時に市役所で人権に関する相談に応じていますので、お気軽にご相談ください。

人権擁護委員は右表の皆さんです。

特設人権相談所

法務省では基本的人権の順守・意識の高揚を目的として、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、全国一斉に「特設人権相談所」を開設します。いじめや差別などの人権侵害をはじめ、家庭や隣近所のもめごとなども、お気軽にご相談ください。相談内容の秘密は堅く守られます。

- とき 6月1日(水)午後1時30分～4時
- ところ 市役所5階5-7会議室
- 費用 無料
- 参加方法 当日直接会場へ(電話予約可。予約優先)

担当 広聴人権課 ☎046(252)8087 FAX046(252)0220

人権擁護委員(敬称略)

氏名
前田 勝義
山本 慶子
堀田 直美
瀬戸 晃
大矢 隆男
橋本 武